

様式 2

随意契約結果表（委託等契約）

所属名	森林総合研究所
契約締結年月日	令和 7 年 8 月 5 日
契約者名	株式会社日本医化器械製作所東京支店
契約名	恒温恒湿室外 9 室の保守点検業務
契約金額 (税込み)	2, 989, 690 円
随意契約理由	<p>森林総合研究所研究棟及び昆虫飼育棟には、温度管理等が重要な部屋が合計 10 室（クリーンルーム 2 室・培養室 2 室・順化室 1 室・きのこ培養室 3 室・恒温恒湿室 1 室・人工気象室 1 室）ある。</p> <p>これらの部屋では、植物やきのこ等の培養に必要な温度・湿度・光量・酸素・二酸化炭素量等、異なる条件をコンピュータ制御により最適化し、安定した環境を維持している。</p> <p>植物やきのこ等の培養には、これらの環境を長期にわたり安定して確保する必要があり、条件が乱れるとそれまでの研究成果が失われるおそれがある。</p> <p>そのため、安定した試験環境を維持するには、定期的な点検・整備を行い、常に最良の状態を保つ必要があり、保守点検業務の委託を行うものである。</p> <p>これらの制御装置等の機器は、製作メーカーである「(株)日本医化器械製作所」の製品であり、同社は保守点検に必要な専門技術を有するとともに、迅速な対応ができる唯一の事業者である。</p> <p>また、製作メーカーが直接点検することにより、機器を最も良好な状態に保つことが可能である。</p> <p>以上の理由から、同社の東京支店（山梨県を管轄）に委託することとし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とするとともに、山梨県財務規則第 137 条第 3 項の規定により見積合わせを省略する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 財務規則第 137 条第 3 項